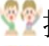





令和5年 **6**月の**優しさ**通信

目次

- (1) 抱っこで自転車 違反です
- (2) 「不適切保育」全国で914件 昨年の保育所 虐待は90件
- (3) スポーツ指導「脱暴力」模索
- (4) 「老老介護」で市区町村調査 「家族も支援必要」77%

6月の福祉用具－福祉住宅改修の基礎知識 段差の解消（段差を小さくする）

- (1) 抱っこで自転車 違反です

2割超、子ども落下や転倒経験 「多忙でやむなく」の声も

*2割超が自転車で抱っこした子どもの落下や転倒を経験（国民生活センター調査）。

*国民生活センターは2022年9月、過去に週1回以上子供を抱っこひもなどで同乗させたことのある1000人を対象にアンケートを実施。

*12%が「転倒したことがある」。

*14%が「抱っこしていた子どもがおちたことがある」。

*「転倒しそうになった」「子どもが落ちしそうになった」も44%。

*子どもを抱っこして自転車に同乗させ、けがをした事例は2017年4月～2022年9月に32件。

*各都道府県の公安委員会は子どもを抱っこして自転車を運転するのを認めておらず、道路交通法の罰則が科される可能性があります。

*おんぶであれば比較的安定性が高いといい、禁止されていません。

*「法令違反になることは知っていた」のは55%。

*このうち46%の人が「他に適切な手段がない」と回答。

*1歳未満向けの幼児用座席は販売されていないといえます。

*1歳未満用のヘルメットも市販されていません。

（2023年5月9日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）



(2) 「不適切保育」全国で 914 件 今年の保育所

虐待は 90 件 初の全市区町村調査 脅迫的な言葉や罰多く

* 「不適切な保育」が 2022 年 4-12 月に保育所で 914 件確認されたとすることも家庭庁の実態調査。うち 90 件は虐待と判断。全市区町村を対象にした初めての調査。

* 不適切な保育は保育所で 914 件、認定こども園で 227 件、認可外保育施設で 112 件、地域型保育事業で 63 件で計 1316 件。

* このうち虐待と判断されたのは保育所で 90 件、認定こども園 16 件、認可外保育施設で 13 件、地域型保育事業で 3 件。

* 身体的・心理的虐待が大半を占めましたが、性的虐待やネグレクトも確認されました。

通報義務化を検討へ 虐待、対応指針も作成 専門家「保育士配置、見直しを」

* こども政策担当相は、保育所が職員による虐待を把握した場合に、自治体への通報を義務付けるなど児童福祉法の改正を検討する考え。

* 大半の保育士が丁寧に子どもと関わっていたともいえますが、不適切保育の定義があいまいなため、実態を適切に反映しているか疑問も。

* 保育士が余裕をもって子供に関わるための配置基準の見直しに加え、待遇改善を。

* 公開保育や外部研修の充実などが有効。

(2023 年 5 月 13 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



(3) スポーツ指導「脱暴力」模索

相談最多 370 件、暴言 3 割に 昨年度

* スポーツ界の「暴力行為根絶宣言」が採択されてから 10 年が経過。

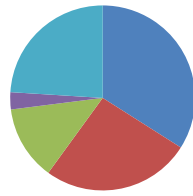
* 日本スポーツ協会への 2022 年度の相談件数は 373 件と過去最多。

* 以前より事案は顕在化しやすくなったことも背景に。

* 暴力を伴う指導が必要悪であるとの誤った考えを捨てるよう求め、根絶のためのガイドライン策定や相談窓口の設置などを盛り込みました。

* 暴力の割合は 13%で、統計を取り始めた 2014 年度 (31%) から半減する一方、暴言は 20%から 34%に増えました。

相談内容の内枠



- 暴言34%
- パワハラ26% (暴力・暴言除く)
- 暴力13%
- セクハラ3%
- その他・不明

(2023年5月23日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(4) 「老老介護」で市区町村調査 「家族も支援必要」77%

- *家庭内で高齢者が高齢者をケアする「老老介護」に関し、市区町村の約77.3%が「介護する家族自身も認知症などで支援が必要」と感じています。
- *老老介護は増加傾向。
- *介護する側、受ける側のいずれも認知症の「認認介護」も問題となっています。

(2023年5月28日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



6月の福祉用具－福祉住宅改修の基礎知識



段差の解消（段差を小さくする）

☆浴室出入り口の段差を解消（小さくする）

*高齢者や車いす使用者が不自由なく浴室に入れるようにするには、段差を解消するか、段差があっても要介護者に対して最大寸法 2cmまでに抑えるように施工する必要があります。

①浴室と洗面脱衣室との段差を解消（小さくする）

*高齢者対応の段差のない浴室用サッシを使用すると、車いす使用者でも浴室出入りが楽に行える。

*この場合、水勾配は出入り口方向ではなく、出入り口と反対方向に取る。

*出入口洗い場側にも排水口を設け、上部にグレーチングを敷設する。

*グレーチングはT型バーまたは細い角パイプを入り口に平行に配置したものを使う。

②すのこで段差解消（小さくする）

*入浴中にすのこ自体が動かないように、すのこは洗い場全面に敷き詰める。

*すのこは小割にするとともに手掛かりを付けて、取り外しが容易になるようにする。

*すのこを敷くことによって、浴槽縁が低くなりすぎてしまうことが多くある。

(参考：福祉住環境コーディネーターテキスト&福祉用具専門相談員研修用テキスト・介護用品カタログより)